

2026年度(令和8年度)から

「子ども・子育て支援金」 が始まります!

子ども・子育て支援金制度は、子どもや子育て世帯を
社会全体で支える仕組みです。

2026年(令和8年)4月分から、健康保険料・介護保険料に
上乗せする形で、子ども・子育て支援金の負担が始まります。

国

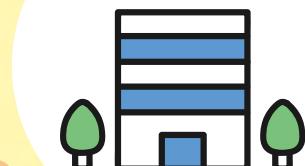
2026年度の
支援金率は
0.23%です



支援金を
納める

国に代わって加入者の
みなさまから支援金を
集め、国に納めます

健康保険組合



みなさんから集めた支援金は、
健保組合で使うことはなく、
国による少子化対策や子育て
支援にのみ使われます。

詳しくは
裏面へ

事業主・被保険者



健保組合の保険料と
あわせて支援金を納める

一般保険料
+
介護保険料
(40歳以上の方)
+
子ども・子育て支援金

2026年(令和8年)
4月分保険料=5月
納付分から徴収します

＼子ども・子育て支援金 誰がどのくらい負担するの？／

► 子どもがいる・いない等に関係なく、**事業主とすべての被保険者が負担の対象**となります。

► 支援金の負担額は、
月給(標準報酬月額) × 国が示す支援金率
で決まります。

► 支援金率は2028年度(令和10年度)にかけて段階的に
上がる見込みです。

- 2026年度(令和8年度) 0.23%
- 2028年度(令和10年度) 0.4%程度
 - ： 2028年度の負担が
 - ： 上限となります

【被保険者一人あたりの負担額(2026年度)】

例 月給(標準報酬月額)30万円の場合の月額

$$30\text{万円} \times 0.23\% = 690\text{円}/\text{月}$$

事業主と被保険者で折半

事業主
345円

被保険者
345円

※子ども・子育て支援金は、賞与にもかかります。

健康保険組合

「子ども・子育て支援金」はこんなことに使われます

✧✧ 児童手当をより手厚く ✧✧

所得制限がなくなり、支給期間が延長されました。また、第3子以降の手当額が増額され、より手厚い支援となっています。

	以前	今
所得制限	960万円未満	所得制限なし
対象となる児童	中学生年代まで	高校生年代まで
第3子以降の手当額(月額)	1.5万円	3万円

✧✧ 妊婦さんの経済的支援 ✧✧

妊娠・出産時に、お子さん1人につき10万円が支給されます。
※クーポン等での給付を選択できる自治体もあります。

妊娠時の支給

5万円



出産時の支給

5万円 × 子どもの人数
(胎児)



✧✧ 育休手当の給付率UP ✧✧

一定の条件^{*1}を満たすと、育児休業開始から最長28日間は手取り^{*2}で100%相当を受給できます。

男性の育休取得を促進!



*1 お子さんの出生直後の一定期間に内に、両親がともに14日以上の育児休業を取得した場合

*2 社会保険料の免除等を含めた実質的な手取り額

✧✧ 時短勤務時の収入減をカバー ✧✧

2歳未満の子どもの親が、時短勤務をする場合、時短勤務時の賃金の10%が支給されます。



2026年(令和8年)4月から全国実施予定

✧✧ こども誰でも通園制度 ✧✧

利用の目的を問わず、お子さん(生後6か月~3歳未満)を保育所などに預けられる制度が始まります。

ひと月に10時間の範囲、1時間単位で利用可能

親が働いていなくても利用OK!



2026年(令和8年)10月開始予定

✧✧ 自営業・フリーランス等の方の育児期間中の国民年金保険料免除 ✧✧

休業するかどうかや所得に
関係なく、お子さんが1歳
になるまで国民年金保険
料が免除になります。



子ども・子育て支援金制度は、少子化対策強化のために定められた「こども未来戦略」によるものです。

詳しくは、こども家庭庁ホームページをご覧ください。

こども家庭庁 こども未来戦略



©(株)サンライフ企画

不許複製 | 1629 ®